

◇番号	201704
◇研究機関名	群馬大学
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成 28 年 11 月、医学系研究科小児科学研究室（以下、「当該研究室」という。）教授（以下、「当該教授」という。）より研究上の分析等業務委託費を研究用消耗品の購入として品名替えを行い、大学から委託先業者（以下、「関与業者」という。）へ不正に研究費を支払わせていたとの申出があった。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 本人の申出もあり、調査委員会を設置して調査を行うこととした。</p>
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 研究活動等調査委員会（学内委員 2 名、学外委員（弁護士、税理士、公認会計士）3 名）を設置して調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間：平成 29 年 1 月～平成 29 年 11 月</li> <li>・調査対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該研究室と関与業者の取引等に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象期間：平成 20 年度～平成 28 年度（本事案にかかる委託業務実施期間）</li> <li>② 対象者：当該研究室において契約（発注及び納品物の受領）に携わった職員等及び関与業者。</li> <li>③ 対象経費： <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 当該研究室において関与業者に支出した全ての経費</li> <li>b) 当該研究室において支出した全ての経費（ a ）の経費を除く。）</li> <li>c) 当該研究室以外の研究室等において関与業者に支出した業務委託費</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・調査方法 <p><b>【書面調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 当該研究室と関与業者との全ての取引について、大学保管の経理関係書類と関与業者から提供を受けた書類等との突合・精査。</li> <li>b) 当該研究室の旅費・謝金等全ての経費について、支払データと証拠書類を確認。</li> <li>c) 当該研究室以外の研究室等から関与業者への業務委託費について支払データで確認。</li> </ul> <p><b>【聴き取り調査等】</b> 調査委員会による研究室関係者及び関与業者への聴き取り調査又は書面によるアンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 当該研究室と関与業者の取引に関する特定事項の調査 対象期間：平成 24 年度～平成 28 年度 ※（(4)～(6)も同様）</li> </ul> <p>その他、下記のとおり全学的な取引に関する調査及び研究費の管理体制等について調査・検証を実施した。（本事案と同様の不正使用は確認されなかった。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 研究費不正使用に関する全学現況調査</li> <li>(4) 関与業者と他の研究室等の取引に関する調査</li> <li>(5) 関与業者以外の特定業者と多頻度取引のある研究室等の取引に関する調査</li> <li>(6) 研究費不正防止に係る管理体制に関する検証等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品名替え</li> <li>・期ずれ</li> </ul>

**【不正の具体的な内容】**

・ 動機、背景

当該教授は、平成 20 年 4 月に当該研究室の教授に就任したが、当該研究室における研究時間の不足による研究力低下を補うため、平成 20 年度より研究上の分析・解析・助言等業務の一部を外部委託することとした。業務委託にかかる所要経費は寄附金等の財源で賄うことを考えていたが、民間企業からの寄附金等は減少傾向にあったこと、また、他の資金の使用においては、補助金等の費目別予算のうち委託費分だけでは当該経費を賄えず、他の費目からの流用も困難と誤認していたため、当該業務委託費予算で賄えない部分については、関与業者と相談の上、業務委託費の一部を研究用消耗品に品名替えし支出させていた。

・ 手法

**【品名替え】**

当該研究室の事務補佐員 A が、当該教授の指示により財源及び品名替えで対応する額を特定したうえ関与業者に連絡していた。関与業者は業務委託費の金額に合致するよう研究用消耗品の納品明細を作成、当該消耗品を事務部門に持参し検収を受けていた。その後、研究室に運び事務補佐員 A から受領印を受けた後に当該消耗品を持ち帰っていたが、事務部門に当該消耗品にかかる請求をし、不正に支出させていた。

**【期ずれ】**

研究上の分析・解析・助言等にかかる業務委託費の支払いについては、書面調査により、平成 26 年度支払分及び平成 27 年度支払分のうち次年度分の業務委託費として品名替えにより支払われていたものがあつた。

・ 不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

平成 23 年度～平成 28 年度分

資金の種類別	不正に支出された研究費の額（品名替え金額）	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金	4,571,902	1 人
研究拠点形成費補助金	450,000	1 人
運営費交付金	1,565,540	1 人
厚生労働省科学研究費補助金	4,366,086	1 人
公的機関からの受託研究費	1,921,064	1 人
民間企業からの受託研究費等	2,363,297	1 人
民間企業からの受託事業費	4,790,342	1 人
計 （うち期ずれ分）	20,028,231 （ 3,513,521）	1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

品名替えにより支出された研究用消耗品代金の用途・金額については、金銭の流れについて書面調査した結果、関与業者の諸経費等を除いた金額が再委託先に支払われている事実が確認できており、私的流用はなく研究上の分析・解析・助言等にかかる業務委託費として全て使用されたものであつた。

**【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】**

当該教授が事務補佐員 A に指示をして、研究上の分析・解析・助言等業務の経費

	<p>を科学研究費補助金等の物品費等で支弁するために、関与業者の持ち帰りという手法によって品名替えの不正使用を行わせたと認定した。</p> <p>書面調査において、大学側の i) 支払決議書データ及び ii) 研究室に存在した品名替え物品・金額・財源リストと関与業者側の iii) 売上金台帳及び iv) 関与業者作成の品名替え物品・金額リストの突合により、品名替えを行った支払について特定することができたため、上記のとおり、平成 23 年度から平成 28 年度について品名替えにより不正使用したものと認定した。なお、平成 20 年 8 月から平成 23 年 3 月については、前記 ii) 及び iv) が存在しないことから詳細については不明である。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p><b>【発生要因】</b></p> <p>本事案における不正使用は、研究推進上の役務提供を最優先させるために、意図的に品名替えにより行われたものであり、当該教授のコンプライアンス意識の欠如、モラルの低さが発生要因である。</p> <p>一方、大学では、これまで研究用消耗品の納品検収については、研究者と組織を別にする事務部会計担当において実施し、その証として専用の検収印を納品書に押印のうえ、物品を研究者等が受領した受領印又はサインを記載するなど不正防止の取組を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、本事案における不正使用が長期かつ継続的に行われ、これを抑止できなかった点に鑑みると、管理体制の運用にも問題があり、現行の管理・監査体制の強化も必要であったことから、主に以下のような再発防止策を講ずることとした。</p> <p><b>【再発防止策】</b></p> <p>(1) 責任体系の明確化、研究費使用ルール等の周知徹底、関係者の意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンプライアンス推進責任者等に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し意識の向上並びに経年による意識低下防止のための説明会等を実施する</li> <li>○ 不正を発生させる要因の把握とその分析・検証を進めるとともに、毎年度資金適正執行委員会で状況把握や見直しを実施する。</li> <li>○ 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、説明会のみでなく、新たに導入する e-learning を用いたコンプライアンス教育も実施する。</li> <li>○ これまでの CITI Japan の e-learning コース実施に加え、説明会か新たに導入する e-learning いずれかの受講及び理解度テスト提出を公的研究資金の申請要件及び教員発注権限付与要件とするとともに、受講が確認できるまで基盤的研究費の配分を見合わせる。</li> <li>○ 会計ルールハンドブック等の内容に新たな不正使用防止対策を追加する等、毎年度内容の見直しをする。</li> <li>○ 教員発注に一日当たりの上限額のほか、一月当たりの上限額を設けるとともに、一定額以上の備品を購入する際の相見積もり徴取を義務化する。</li> </ul> <p>(2) 適正な運営・管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算責任者の発注指示系統の明確化を図るため、現行の「教員発注届出書」の様式を見直し、発注を補助する者（非常勤職員等）を記載させ、予算管理責任者の確認・署名を義務付ける。</li> <li>○ 教員発注物品の納品検収時に予算管理責任者の発注内容等を事務部会計担当に的確に伝達するため、教員発注の際には「発注書」の作成を義務付けるとともに発注業者に交付し、検収時には交付した「発注書」の確認等を必須とすることで事務部門のモニタリングを強化する。</li> </ul>

	<p>○ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検取時における納品物品の反復使用等を防止するため、今回の不正の事案で持ち帰りの対象とされたような納品物品等に対して事務部門でのマーキングを行うとともに、抽出により現物確認の抜き打ちの調査を実施する。</p> <p>○ 不正関与者の厳罰化のため、発生学部等における配分予算減額のペナルティ及び業者に対する取引停止措置の長期化を検討する。</p> <p>(3) 監査・モニタリングの充実</p> <p>内部監査において、教員発注・購入状況のデータ分析を行い、特定業者との多頻度取引が存在する場合には、当該取引業者から売掛金台帳等を取り寄せて、支出データと照合する等のリスクアプローチ監査を強化する。</p>
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者の処分        本学教職員懲戒規則に基づき、当該教授を停職2ヶ月の懲戒処分とした。        関与業者に対して、「国立大学法人群馬大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」に基づき取引停止処分を行う。</li> <li>・ 本件の公表状況        平成29年12月8日記者会見を行い、調査結果を公表（氏名公表あり）        平成29年12月11日群馬大学ホームページにて公表（氏名公表あり）</li> </ul>